

MIDOSUJI LEGAL TOPIC



医療機関・介護機関向け 改正個人情報保護法対応のポイント

5月30日全面施行！

改正個人情報保護法の全面施行について、施行日が平成29年5月30日に決定されました。今回は、医療機関・介護機関における改正法対応のポイントについてご案内します。

何が変わるのか？

■全ての医療機関・介護機関が対象に

これまで、過去6か月間のいずれの時点においても取り扱う個人情報に5000人分以下の事業者は個人情報保護法の適用対象外とされてきましたが、改正法では適用除外規定が撤廃され、個人情報データベースを事業に用いている全ての民間事業者(国公立を除く通常の医療・介護機関は該当)において、対応が必要となります。

■要配慮個人情報の新設

改正法では、「要配慮個人情報」が定義化され厳格な規律が規定されました。医療機関・介護機関で取り扱う患者・利用者の診療情報の多くはこの「要配慮個人情報」に該当します。

■要配慮個人情報取得時の同意取得

要配慮個人情報を取得する場合、原則として本人から事前の同意を取得することが必要になりました。例外として本人からの直接取得の場合には黙示の同意があるとされますが、原則論が転換したことに注意が必要です。

■要配慮個人情報の第三者提供時の同意取得

要配慮個人情報については、これまでのように利用目的を掲示するなどし、その範囲で第三者提供をするとの「オプトアウト方式」は許されず、第三者提供についても本人の同意が必要です。

家族への情報提供、医療目的での他の医療機関との連携など、例外として「医療の提供に必要で、かつ利用目的が明示されている場合」などには黙示の同意があるとされますが、原則論が転換したことに注意が必要です。

■個人情報の第三者提供時・受領時の記録

個人情報を第三者に提供する場合や第三者から受領する場合、原則として記録作成が必要となりました。

どう対応すればよいのか？

■改正法に従った取扱規程等の制定・改定

個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人情報の漏洩等の防止その他の個人情報の安全管理のために、改正法下の規律に従った個人情報の具体的な取扱いに係る規律を整備することが義務付けられています。したがって、これまで個人情報保護法の適用除外とされていた事業者において個人情報取扱規程等を新たに制定する必要があるのはもちろんのこと、現在、取扱規程を制定している事業者においても、規定の追加変更といった改定が必要です。

■職員教育を含む安全管理措置の実施

改正法ガイドラインでは、個人情報^を安全に取り扱うための措置(安全管理措置)について、これまで以上に厳格な取扱いが必要とされており、職員に対してセミナー、研修を行い、改正法下での個人情報の正しい取扱いを実践していく必要があります。

特に医療機関・介護機関においては、新たに個人情報保護法の適用対象となる施設も少なくありませんし、「要配慮個人情報」という新たな枠組みに基づきより慎重な個人情報の取扱いが求められますので、職員に新たな制度について基本的な知識を持ってもらうことが重要です。

当事務所においては、改正個人情報保護法に関し、以下のような業務に対応しております。

- 改正法を踏まえた管理体制の整備や対応方針を決定する際の助言
- セミナー(全従業員の方に向け、個人情報を特によく取り扱う責任者・担当の方に向け等)
- 基本方針、取扱規程その他内規の作成や整備
- 改正法に関する様々なご質問への対応

貴施設のニーズに応じて必要な対応を検討させていただきます。

本リーフレットの著作権その他一切の権利はすべて弁護士法人御堂筋法律事務所に帰属しますので、無断複製、転載、転送等はご遠慮ください。

詳細情報やセミナー開催を御希望の方は、こちらまで御連絡下さい。

東京事務所 岡本直己、橋本愛

大阪事務所 今枝史絵、吉田郁子、山崎祥光

電話 03-3539-6070

電話 06-6251-7266

MAIL info@midosujilaw.gr.jp